別紙２

特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 受注者 | | 株式会社○○建設 | |
| 工事番号 | | 令和○年　○○○第○○号 | |
| 工 事 名 | | 市道○○○線道路改良工事 | |
| 項目（全て満たしていることの確認） | | | 確認書類（要提出） |
| □ | ア　予定価格が３億円未満の工事であること。 | | 提出書類なし |
| □ | イ　建設業法第２６条第３項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を専任で設置すること。 | | 監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者などの合格証等） |
| □ | ウ　監理技術者補佐は、一級の技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工管理技士補）、一級施工管理技士等の国家資格者、学歴又は実務経験により監理技術者となりうる資格を有する者であること。  なお、監理技術者補佐の建設業法第２７条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。 | |
| □ | エ　監理技術者補佐は、入札参加者と直接的、かつ、恒常的な雇用関係（連続して３か月以上）にあること。 | | 監理技術者補佐の直接的、かつ、恒常的な雇用関係を証明する書類（健康保険証等の写し） |
| □ | オ　同一の特例監理技術者が設置できる工事の件数は、建設業法施行令第２９条の規定により当該工事を含め、同時に２件までとする。ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の受注者と締結する契約工期の重複する複数の契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の契約以外の契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を１件の工事としてみなす。 | | 特例監理技術者が兼任する工事のコリンズ（ＣＯＲＩＮＳ）の写し等 |
| □ | カ　特例監理技術者が兼任することができる工事は、発注者が上天草市又は他の公共機関（国、地方公共団体、公社等をいう。以下同じ。）の工事で、かつ、工事場所が上天草市管内であること。 | | 工事場所及び工事概要がわかる仕様書、図面、位置図等及び工事現場相互の距離が記載された位置図（様式自由）等の要件を満たすことが確認できる書類 |
| □ | キ　単体企業で受注している工事であること。 | | 特例監理技術者が兼任する工事のコリンズ（ＣＯＲＩＮＳ）の写し等 |
| □ | ク　特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、工事現場の巡回、主要な工程の立会等の職務を適正に遂行できること。 | | クからコまでに記載した業務分担、連絡体制等を記載した書類（任意様式） |
| □ | ケ　特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常時継続的に連絡が取りうる体制であること。 | |
| □ | コ　監理技術者補佐が担う業務について、あらかじめ明らかになっていること。 | |
| □ | サ　発注者が兼任について承認していること。 | | 発注者（上天草市及び他の公共機関）が兼任を承認していることがわかる書類（工事打合簿の写し） |
| □ | シ　発注者が入札公告及び特記仕様書により特例監理技術者の設置を認める工事であること（原則、高度な技術を要するなど、工事の品質確保の観点から監理技術者の専任が必要と判断される工事については、兼任を認めない。）。 | | 提出書類なし |

※　☑又は■を記載すること。

※　入札時点で特例監理技術者の配置を検討している場合、競争参加資格確認申請時は本様式のみの提出（各要件を確認するための提出書類の添付は不要）とし、各要件を確認するための提出書類は落札決定後に提出すること。

※　契約後、特例監理技術者の配置を行う場合には、本様式と各要件を確認するための提出書類を併せて提出すること。